

中山間地域を支える水田農業支援事業Q & A

令和6年5月

Q 1 事業で定めてある中山間地域の範囲はどの程度か？

A 1 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定められた中山間地域で、図-1の塗りつぶし範囲です。

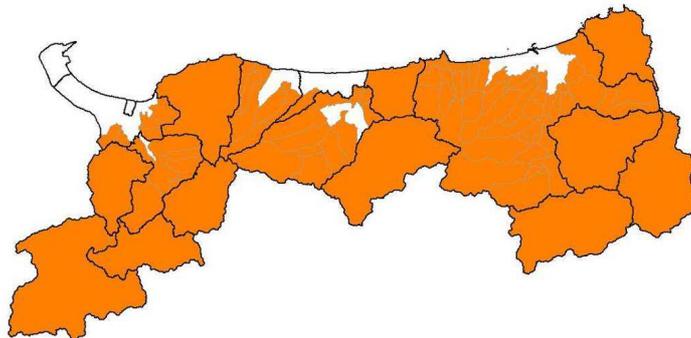


図-1

なお、区域名は県とっとり暮らし支援課ホームページで公表されているので確認してください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/334562/joureikisokukuiki.pdf>

Q 2 事業の対象農地はどのような農地か？

A 2 水田のみになります。その他の畑地や樹園地等は対象外です。

Q 3 事業の対象者のうち人・農地プランに位置づけられるとはどういうことか？

A 3 申請前に事業対象地域の農業者等による人・農地プランの話し合いが行われ、その個人農業者に、地域の水田を担ってもらおうという合意形成が成されたもの（その合意形成の証拠となる議事録等は申請書類に添える必要があります。また、過去に人・農地プランの話し合いが行われ、今でもその内容が有効と証明された書類があれば、議事録等の作成時期は問いません。）。

Q 4 共同体の人数が5名だったら事業対象となるのか？

A 4 実施要領に掲げる「概ね3名以内」はあくまで目安です。共同体メンバーの個人農業者が在住する市町村長が認めた場合は対象となります。

Q 5 事業の支援内容はどのようなものか？

A 5 水田農業の維持・発展に必要な農業用機械（田植機、コンバイン等）の導入を想定しています。その他必要な付属品や機器（刈り払い機、色彩選別機等）や、先進地視察・研修会開催経費、地域の水田を集約するのに必要な登記や譲渡経費等についても対象としますが、人件費は対象としません。また、事業が活用できるのは1申請者（共同体）につき1回限りですので、良く検討してから申請してください。

Q 6 実施要領 第4 事業の要件（2）にある「集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用」とはどういうことか？

A 6 現状では認定農業者や集落営農の組織化まで至らない個人農業者が、本事業を活用することで農業経営の基盤を固め、基盤を固めたことで認定農業者や集落営農の組織化にステップアップしていくことをねらっています。

Q 7 実施要領 第4 事業の要件（3）にある面積や集積率には受託作業の面積は含まれるか？

A 7 含まれます。なお、一部の基幹的農作業（耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病虫害防除、収穫、乾燥・調製等）に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行っている面積は含みません。また、令和3年度から目標年（申請時から3年後）に、農業経営を行う水田の面積（市町村長が同意した概ね3者以内の個人農業者の共同体の場合は合計面積）が概ね2.5ヘクタール以上又は経営集積率が概ね25パーセント以上のいずれかを目指すことに変更しています。

Q 8 実施要領 第7 事業実施実績の報告はいつ行えば良いか？

A 8 事業開始年度から4年目の年度末時点までの毎年の事業実施実績の報告はいりません。4年目の年

度末の翌年度5月31日までに市町村長へ1回だけ報告してください。ただし、事業開始年度から4年目の年度末時点までの実施実績の取りまとめを忘れないように注意してください。

Q9 水田の作付品目が水稲とそれ以外の品目だが、その合計面積で申請は可能か？また、水稲以外の品目の機械導入も可能か？

A9 水田の作付品目の合計面積が要件を満たせば、申請は可能となります。
また、水稲以外の品目について、経営全体に占める割合や今後の拡大意向など踏まえ、当該品目を経営に取り入れることまたは拡大していくことが水田農業の維持・発展に必要で、そのために必要な機械導入だと整理出来れば、水稲以外の品目の機械導入も可能となります。

Q10 本事業は認定農業者へのステップアップが目的だが、本事業を活用した個人農業者が最終年度を待たずに認定農業者になった場合、認定農業者向けの事業活用は可能か？

A10 本事業完了後であれば、認定農業者向けの事業活用は可能となります。

Q11 法人は実施主体になれるか？

A11 実施主体については実施要領 第3に規定のとおり、個人農業者または個人農業者の共同体とし、原則として法人は実施主体になれない。
ただし、認定農業者になれない規模の法人である場合など、他に活用できる事業がなく、地域の水田農業の維持・発展を図るために必要であるものとして市町村が同意する場合は、例外的に対象とする。

Q12 中古機械は補助対象となるか？

A12 中古機械の購入時に、販売業者の保証書等により、購入後の正常な動作が保証されている機械に限る。中古機械については、メンテナンスや残存耐用年数等について新品を購入する場合と異なる事情があること、故障の際の更新は補助対象とならないことを農業者に助言し、事業要件を達成する上で、支障が出ることがないように適切に指導してください。